

雇児保発0722第2号  
平成22年7月22日

各 都道府県  
指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育士を養成する学校その他の施設の指定の申請等について

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定の申請及び学則の変更の申請については、同令第5条第2項及び第3項の規定により行われているところであるが、今般、これら申請に係わる具体的な手続きについて次のとおり定め実施することとしたので通知する。

については、管下の指定保育士養成施設に対しても周知されるようお願いしたい。

また、「保育士を養成する学校その他の施設の指定の申請等について」（平成14年3月29日雇児保発0329005号）は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 1 設置計画書に関する事項

- （1）指定保育士養成施設を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による指定保育士養成施設設置計画書を、設置者が都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ）である場合は地方厚生（支）局長に、設置者が市町村その他の者である場合は、当該学校又は施設の所在地の都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）を経て地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) 指定保育士養成施設の学生の定員を増加しようとする者は、学則を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる指定保育士養成施設定員変更計画書を、設置者が都道府県である場合は地方厚生（支）局長に、設置者が市町村その他の者である場合は、当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て地方厚生（支）局長に提出すること。

## 2 申請に関する事項

令第5条第2項の指定の申請及び同条第3項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあつては変更を行おうとする日）の6か月前までに、様式2による申請書を、設置者が都道府県である場合は地方厚生（支）局長に、設置者が市町村その他の者である場合は、当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て地方厚生（支）局長に提出すること。

## 3 経過措置に関する事項

児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第278号）の適用に伴う承認申請書に係る都道府県知事等への提出期限は、指定保育士養成施設における新しい養成課程の編成や当該承認申請書の作成等に係る期間を考慮し、上記の2にかかわらず、平成22年10月末日までとすること。

(様式1)

## 指定保育士養成施設設置計画書

設置者 (法人の場合は 名称、所在地)	氏名			
	住所	(連絡先)		
名称(注1)				
位置				
設置年月日				
学校又は施設の長の氏名		事務担当者氏名		
修業年限及び定員	修業年限	年		
	入学定員	名		
	編入学定員(年次)	名		
	学生定員	名		
教員の氏名・担当科目・専任兼任の別(注2)	専任教員	氏名	担当科目	頁番号
	その他の教員 (兼任)			

(注1) 名称は、指定を受けようとする学部・学科名等最小単位まで正確に記載すること  
(注2) 頁番号は、教員調書の右上に記載されている「No. \_\_\_」と同じ番号を記入すること

# 教 員 調 書

No. \_\_\_\_\_

養成施設名				
氏 名		性 別	男 ・ 女	
生 年 月 日		年 齢	歳	
担当予定科目		専兼の別	専任 ・ 兼任	
教 員 資 格 要 件	指定基準該当番号			
	学 歴	年 月	事 項	
	教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取 得 機 関	取得年月日
担当予定科目に関する主な研究発表又は論文、その他業績	名 称		年 月	

(注) 各教員ごとに作成すること。


(添付書類)

- 1 設置者に関する書類（設置者が法人である場合）
  - (1) 法人の定款、寄付行為、その他規約
  - (2) 役員名簿
  - (3) 資産状況（法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録）
  - (4) 当該年度経費収支予算の細目
  - (5) 保育士の養成について議決している旨を記載した議事録
- 2 学校又は施設の長の履歴、就任承諾書
- 3 教員の履歴及び就任承諾書
- 4 学則
  - (1) 新学則、旧学則、学則の新旧対照表
  - (2) 教科目名称読み替え表及び教授内容の概要
  - (3) 時間割
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - (1) 校舎の各室の用途及び面積、建物の配置図及び平面図
  - (2) 設備の概要（備品一覧）
  - (3) 図書目録（専門分野ごとに分類したもの）
- 6 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
  - (1) 実習施設一覧（施設名、施設種別、設置年月日、所在地、入所定員、実習人員等）
  - (2) 実習施設の承諾書
- 7 保育実習計画  
(全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等)

(様式2)

番 年 月 号 日

厚生局（支）長 殿

申 請 者 

指定保育士養成施設の指定に関する申請書

標記について、児童福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、  
関係書類を添えて申請します。

## 指定保育士養成施設申請書

設置者 (法人の場合は 名称、所在地)	氏名			
	住所	(連絡先)		
名称 (注1)				
位置				
設置年月日				
学校又は施設の長の氏名		事務担当者氏名		
修業年限及び定員	修業年限	年		
	入学定員	名		
	編入学定員 (年次)	名		
	学生定員	名		
教員の氏名・担当科目・専任兼任の別 (注2)	専任教員	氏名	担当科目	頁番号
	その他の教員 (兼任)			

(注1) 名称は、指定を受けようとする学部・学科名等最小単位まで正確に記載すること

(注2) 頁番号は、教員調書の右上に記載されている「No. \_\_\_」と同じ番号を記入すること

# 教 員 調 書

No. \_\_\_\_\_

養成施設名				
氏 名		性 別	男 ・ 女	
生 年 月 日		年 齢	歳	
担当予定科目		専兼の別	専任 ・ 兼任	
教 員 資 格 要 件	指定基準該当番号			
	学 歴	年 月	事 項	
	教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取 得 機 関	取得年月日
担当予定科目に関する主な研究発表又は論文、その他業績	名 称		年 月	

(注) 各教員ごとに作成すること。



(添付書類)

- 1 設置者に関する書類（設置者が法人である場合）
  - (1) 法人の定款、寄付行為、その他規約
  - (2) 役員名簿
  - (3) 資産状況（法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録）
  - (4) 当該年度経費収支予算の細目
  - (5) 保育士の養成について議決している旨を記載した議事録
- 2 学校又は施設の長の履歴、就任承諾書
- 3 教員の履歴及び就任承諾書
- 4 学則
  - (1) 新学則、旧学則、学則の新旧対照表
  - (2) 教科目名称読み替え表及び教授内容の概要
  - (3) 時間割
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - (1) 校舎の各室の用途及び面積、建物の配置図及び平面図
  - (2) 設備の概要（備品一覧）
  - (3) 図書目録（専門分野ごとに分類したもの）
- 6 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
  - (1) 実習施設一覧（施設名、施設種別、設置年月日、所在地、入所定員、実習人員等）
  - (2) 実習施設の承諾書
- 7 保育実習計画  
(全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等)

○指定業務等に係る年間スケジュール

